

# ドイツ社会保険法の成立とクナップシャフト（鉱夫共済組合） — ドイツ社会政策の一考察として —

伊東直美

## はじめに

1. 研究史と問題設定
2. クナップシャフトの成立と発展
3. 1880 年代 社会保険法立法とクナップシャフト保険
4. 社会保険法導入後のクナップシャフトの変容

## 結論と展望

## はじめに

現代の日本に生きる私たちは、長引く不況とそれに伴う経済事象、また高齢化社会への移行という近年顕在化した問題を目の当たりにしているが、そこで国家の果たす役割は依然として大きい。1世紀ほど前に新たに統一されたドイツを見てみると、急激な工業化に伴う経済・社会変動のさなかで、「社会国家」(Sozialstaat) という用語が用いられるようになった<sup>1</sup>。「社会国家」は、社会保障の普及および経済的平等の促進を原則とし、工業化や都市化が進んだ結果ますます複雑になる社会や経済の諸関係を調整し、階級対立を解決するものとされた。「社会国家」の形成の第一歩として、1880年代ビスマルクの国家社会保険法があらゆる工業国に先駆けて成立した。この社会保険制度の見本となつたのが、鉱山という危険度の最も高い産業に見られたクナップシャフト(Knappschaft:鉱夫共済組合)であった。このようにクナップシャフトはドイツ社会保険のモデルを提供したのだが、その一方でクナップシャフト自体も新たに導入された保険法によって影響を受け、変容することとなった。ここに注目することで、ドイツ「社会国家」が、それ以前の国家体制及び社会体制の伝統から引き継いだ部分と、それを打ち消して発展した部分を明らかにすることができる。即ち、クナップシャフトの分析は、ドイツ社会保険法成立の意義と「社会国家」形成への歴史的状況の考察にとって不可欠なのである。

## 1. 研究史と問題設定

第二帝制期の社会保険法は「社会国家」の発展の幕開けであるとされた<sup>2</sup>。保険法の成立によって近代的なドイツ「社会国家」の基盤が築かれ、それが魅力的な解決モデルであることが世界的に示されたのであった<sup>3</sup>。長い間、社会保険法は工業化社会における労働者階級の生存を保障したビスマルクの偉業であると共に、「飴と鞭の政策」と言われたように1879年の社会主義者鎮圧法と表裏一体のものとして理解され続けてきた。しかし現在ではビスマルクの意図のみが強調されることではなく、ドイツ型「社会国家」体制の主要形成要因として研究する流れが続いている<sup>4</sup>。最近の研究では制度の国家間比較がなされ、アルバー (J. Alber) は、立憲君主制国家の方が議会制民主主義の国よりも社会保険をより早く導入する傾向があるとし<sup>5</sup>、また、それは家父長制的国家に対する労働者の

忠誠の保障のための手段に必要だったからであるとリムリンガー（G. V. Rimlinger）はまとめた<sup>6</sup>。それ故、リッター（G. A. Ritter）は、保険法といった社会政策は政治的、社会的な規律化から分離しては考えられないと述べた<sup>7</sup>。

さらに、1880年代の社会政策的立法が「伝統的な救貧制度から法的な社会保険へという決定的な一歩をもたらした」<sup>8</sup>という主張に対し、タムプケ（J. Tampke）はこれらの立法による影響は限られており、1880年代の諸立法はただプロイセンの伝統を引き継いだに過ぎないとした。さらに国家、官庁によって監督された強制保険システムも何ら新しいものではなく、この1880年代に導入された疾病、労災、障害・老齢年金保険の性質は事実プロイセンの伝統の線上にあり、このことは鉱夫に対して出された法令から最もよく見て取れるとし、先進的保険制度である鉱夫のクナップシャフトの影響を強調した。つまり、彼は1880年代の社会保険立法はドイツ社会福祉の歴史における転換点ではなく、新たな経済状況に適応した、国による古くからの管理という原則への振り戻しだることを主張した<sup>9</sup>。

リッターはタムプケの見解を認めつつも、ビスマルクの力なしにはドイツ社会保険法は影響力のあるものにはならなかったとした<sup>10</sup>。また、フィッシャー（W. Fischer）は、ドイツ社会保険の導入をビスマルクの政治的意図、戦略と共に同業組合の自助組織、鉱夫のような個々の職業に対する国家の規定による強制保険といった確固たる伝統から考えられるとし、特に、特定の団体への加入強制、企業家と労働者による費用の分割、被保険者の協力の下での管理という、クナップシャフト保険の仕組みはドイツ社会保険の特有な要素として取り入れられたとした<sup>11</sup>。

このように、如何に社会保険がプロイセンの伝統を引き継ぐものであったかを明らかにするために、クナップシャフトは注目されてきた。しかし、そこでは専ら1880年代の保険立法の手本として参照されるのみであった。それに対し、ガイナー（M. H. Geyer）は、クナップシャフト保険がドイツ社会保険政策の範例であるという指摘しかなされてこなかつたと批判し、労働者保険が新たな制度として編成されたということを論ずる材料になるものとして、1945年に至るまでのクナップシャフトに関する詳細な研究を行った<sup>12</sup>。

1880年代の社会保険法は、国家の管理という伝統の振り戻しに過ぎないのか。それとも、新たな干渉国家制度の「社会的発明」(soziale Erfindung)としての特徴を持つものなのかな<sup>13</sup>。この問いはモデルとなったクナップシャフトが社会保険法の成立によって、どの様な影響を受けたかを考察することで可能である。つまり、クナップシャフトに注目することでドイツ「社会国家」形成における伝統からの連続性と断続性を見ることが出来るのである。

クナップシャフトを考察するにあたって、注目すべきは、企業家と労働組合と国家を巡る関係である。ドイツの鉱業ほど他の諸外国のそれと比べて、政治の力学に左右されたところはなく、企業家と労働組合と国家の間に発展した三者関係(tripartism)はドイツの工業化における経済構造の特徴となつた<sup>14</sup>。そして、その力関係の変化は鉱夫の保険に対しても重大な関わりを持った。以下では、企業家、労働者、国家<sup>15</sup>の果たした役割から、第二帝制期の社会保険法がクナップシャフトに与えた影響を明らかにしたい。

## 2. クナップシャフトの成立と発展

### (1) 18世紀後半「監督原則」(Direktionsprinzip) の時代

鉱山での事故と病気は日常的であった。切羽に入つて災害による被害を受けないまでも、その埃を吸うことで健康を害し、寿命を縮める傾向があり、大抵の場合、鉱夫は他の職業においてならまだ健壮な40代半ばにさえ働くことが出来なくなつた。鉱夫の負傷、病気はその家族にとって、ただ一時的な収入の喪失を意味したのではなく、重度障害者になった場合には長年にわたる深刻な家計上の負担を強いるものであった<sup>16</sup>。従つて、鉱夫の間には他部門の労働者よりも手厚い保険機関であるクナップシャフトが中世末期に設立された。それは鉱夫という危険度の高い職業のため、各鉱山で鉱夫間の相互扶助の必要が生じ、自発的に形成されたものであった。クナップシャフト共済(Knappschaftsverein)は鉱夫とその未亡人、孤児に対して、病気、事故、障害の際に経済的援助を行つた。「クナップシャフト」(Knappschaft)とは「鉱夫の総体的な結びつき」(ganze Gesellschaft der Knappen)を意味した<sup>17</sup>。それは個々の企業によって支配される組織ではなく、1850年には、53のクナップシャフト共済、56,712人の組合員が鉱山庁の監督下にあつた。そして、ブランデンブルク・プロイセンに13、シュレージエンに1、ニーダーザクセン・テューリンゲンに19、ヴェストファーレンに11、ラインに9のクナップシャフト金庫が存在したが、異なる領邦において、統一的な規定はなかつた。1891年にはドイツ全体で139のクナップシャフト共済が存在するが、組合員の31%はルール地域のボーフムの共済(Allgemeiner Knappschaftsverein Bochum)に属していた<sup>18</sup>。ここではドイツ最大の鉱業地区のルール地域に注目して考察する。

ルール石炭鉱業は鉱業特権に基づいて、プロイセン国家の「監督原則」の下に置かれていた<sup>19</sup>。1766年に発布された「修正クレーフェ・マルク鉱業条例」(Revidirte Bergordnung für das Herzogthum Cleve, Fürstenthum Meurs und für die Grafschaft Mark vom 29. April 1766)では鉱山官吏が鉱夫の採用・解雇・賃金を決定する権限を有し、1作業方の労働時間が8時間であるべき事が定められた。従つて、資金を投下している鉱業主はそれらの点について何の権限も持ち合わせていなかつた。この条例とほぼ同時期に発布された「一般特権令」ではクナップシャフトに登記するという条件の下、鉱夫に兵役免除など様々な特権が与えられた。プロイセン国家は鉱夫に諸特権を与えるかわりに、彼らを国家秩序にすすんで服従させる目的で、クナップシャフトを利用したのであった。さらに、1824年の「鉱夫共済組合令」(Knappschaft-Ordnung vom 14. Dez 1824)は鉱夫身分の特殊表示のために儀式等での制服着用を定めた。国家は制服着用を義務づけることによって、鉱夫に対して一種の軍隊的規律を要求したのであった<sup>20</sup>。

鉱夫には大別すると二つの階層が存在した。クナップシャフトに登録された特権的鉱夫と特権から排除された日雇い鉱夫である。日雇い鉱夫にはクナップシャフトとは別に日雇い鉱夫基金(Tageslöhner-Kurfond)があった。これは日雇い鉱夫の拠出金からなり、その共済範囲も治療費のみに限られていた<sup>21</sup>。クナップシャフトに加入している鉱夫は数々の特権と引き替えに移動の自由を奪われたが、不況時には日雇い鉱夫が解雇されて安全弁の役目を果たし、またこれへの降格処分がこの特権的鉱夫の規律化の手段となつた。こうしてクナップシャフトはプロイセン国家の監督下に置かれ、その社会的基盤に編入された。

## (2) 1840-1850年代 ルール炭鉱業の自由化

1840年代以降、石炭の需要が急激に増大し、ルールの鉱山では1850-74年に採掘量は約10倍、採掘額は16倍と生産が驚異的に増加し、この間に石炭と鉄を基礎とする産業構造が形成され、それと共に石炭市場、及びそれに関連する労働市場が成立した<sup>22</sup>。監督原則下の生産組織は今や、石炭生産の拡大発展の要請に技術面でも組織面でも耐えられなくなった。そして、この石炭ブームによって、労働力需要は増大し、熟練鉱夫は不足した。日雇い鉱夫は標準賃金の2倍以上の収入を得るまでになったのにに対し、クナップシャフトに加入している特権的鉱夫は職場移動を制限されていたため、より条件の良い鉱山に移ることが出来ない上、賃金も標準賃金を下回らない限りそれに甘んじなければならなかった<sup>23</sup>。

これらのことと背景にルールの鉱山資本家たちは「監督原則」の廃棄を求めて強力な運動を展開した。1851年の「共有者法」(Gesetz über die Verhältnisse der Miteigentümer eines Bergwerks vom 12. Mai 1851)では、鉱業主は日雇い鉱夫の採用・解雇の自由を得た。また、1854年に制定された「クナップシャフト法」(Gesetz vom 10. April 1854, betreffend die Vereinigung der Berg-, Hütten-, Salinen- und Aufbereitungs-Arbeiter in Knappschaften)では、この組合から日雇い鉱夫を完全に排除していた点を改め、鉱山に雇用されている全ての労働者に対して、クナップシャフトへの加入強制を定めた<sup>24</sup>。さらに1860年の「自由移住法」(Gesetz vom 21. Mai 1860, die Aufsicht der Bergbehörden über den Bergbau und das Verhältnis der Berg- und Hüttenarbeiter betreffend)では全ての鉱夫に対して契約の自由が導入された。クナップシャフトは身分上の特権を付与する機関としての性格を失い、クナップシャフト保険の活動に重点が置かれるようになった。

1854年の「クナップシャフト法」によって、クナップシャフトは国家の管理ではなくて、鉱山主と鉱夫との共同管理下に置かれることとなり、その資金は従来通り、労使双方の拠出金からなり理事会は労使同数で構成されることになった。以上の改革をまとめ形で1865年「プロイセン鉱業法」(Allgemeines Berggesetz für die Preußischen Staaten vom 24. Juni 1865)が制定された<sup>25</sup>。

確かに「監督原則」の時代にはプロイセン国家の社会的支柱の一つとして鉱夫は特別に育成され、クナップシャフトに入ることで諸特権を与えられてきた。しかしながら産業革命に伴うルール鉱業の飛躍的発展により、国家の影響力が弱まる中、1850年代から鉱夫はその特権的地位を失って、鉱山主である企業家の厳しい要求と直面することになった。

## 3. 1880年代 社会保険法立法とクナップシャフト保険

1871年の帝国創建からの景気の過熱状態も1873年の「会社創設の危機」によって終止符が打たれた。1873年以後の経済不況に対してビスマルクは、それまでの自由主義経済政策から、農業的利益と国内大工業の利益を結合する保護貿易主義、保護関税政策に方向転換を図ると共に、文化闘争を終結させ、カトリック勢力との和解を模索し、保守主義的支配を固めようとした。そして社会民主主義勢力に対しては「ライヒの敵」として抑圧し、労働者をそうした影響から離れさせ、体制側に取り込むことを考えた。1878年には社会主義者鎮圧法が成立した。新しいライヒは常に内部的な統合の問題を抱えてお

り、そのため、頼みの綱として介入主義に手を伸ばすことになった。農業界、工業界、労働者は、それぞれ独自の手段で「満足させられ」、国家に結び付くようにされたのだった<sup>26</sup>。

それと同時に、労働者の生活条件の悪化のため、当時、社会的影響力があった国民経済学者達から国家の再介入を求める圧力がかかった。シュモラー (G. Schmoller)を中心とする社会政策学会に集った「講壇社会主義者」は、第一次世界大戦に至るまで社会政策に対する強力な支持者であった。1904年にシュモラーはクナップシャフトについて、「ドイツの企業と政府から見て全ての労働者保険にとって理想的な模範例である」と述べた<sup>27</sup>。また、同じ働きかけが重工業家、帝国議会の議員からもなされ、1870年以来、帝国議会では強制的国家保険システムを求める声が高まった。ザールの鉄鋼業家で、帝国議会議員としてドイツ重工業を代表したシュトゥム (K. v. Stumm) はクナップシャフトをモデルとして金庫強制制度<sup>28</sup>を工場労働者にも適用するという提案を繰り返し議会に提出した<sup>29</sup>。彼はシュトゥム体制として知られる工業的家父長制を展開し、そこでは規律的な労働規定が、労働者の忠誠を引きつけ、労働組合を抑制するための社会的福利と結び付いていた。シュトゥムは社会問題の解決が労働者の自主的組織の強化によって、いわば「下から」ではなく、労使の一体化とそのための国家の助成的介入によって「上から」達成されると主張し、社会政策は、従来の家父長制的な関係に基づくべきであると表明した<sup>30</sup>。また、1880年にボーフムの鉱山会社 (Bochumer Verein) の支配人であったバール (L. Baare) は事故責任の全ての費用負担から雇主を救うために、雇主、労働者、政府がそれぞれ保険金を3分の1ずつ負担するという案を出した<sup>31</sup>。その他、各地域における行政官からの訴えもあった。ほとんど社会的保護がないので、事故で稼得不能となった労働者は帰郷せざるを得なかった。それ故、地方におけるプロイセン救貧金庫に負担を肩代わりされることとなり、故郷を出て都市へ働きに出た者はその場所で扶助を受けるべきであると地方行政官は批判するようになった<sup>32</sup>。

また、保険法案の審議の過程では、法律の対象となる労働者の意向が直接反映されることにはなかったが、労働者自身も老齢年金などについて高い関心を持っていた。彼らにとって、企業家の福祉組織ではなく、強制的な国家保険組織が導入されるのは好ましいことだった<sup>33</sup>。

クナップシャフトの持つ原則である、労働者の雇用と結びついた共済組合の強制、等級に基づいた保険料<sup>34</sup>とそれに基づいた給付、共済の企業家と被保険者による共同運営が、1880年代の保険法に反映された。クナップシャフトを規定した1865年「プロイセン鉱業法」は「ドイツ労働者保険法への前提」<sup>35</sup>として解釈されたのである。

### (1) 疾病保険 (Krankenversicherung)

1880年代初頭に帝国議会ではライヒ賠償責任法<sup>36</sup>の改正をめぐる議論が始まり、労災保険法の法案が提出された。労災保険法案の審議が難航する一方で、既存の組織を出来る限り活用する疾病保険法案が出され、1883年6月15日、疾病保険法が成立した。

地区疾病金庫、工場疾病金庫、同業組合疾病金庫、建設疾病金庫、登録扶助疾病金庫、州法による扶助金庫、鉱夫共済組合金庫 (Knappschaftskasse)、ゲマインデ医療保険という多様な疾病保険主体が認められ、それらを活用することによって保険強制が実現された。疾病保険法は保険強制を一般化し、給付を従来よりも充実させ、労災保険給付との

関連で制度が構成されている点において、これまでの扶助金庫法制度と異なっていた。疾病保険法はライヒ全域に、対象とする労働者全てに疾病保険加入義務を課し、原則として全ての雇用者に保険料総額の3分の1を負担することを義務づけた。給付水準については無料の治療、医薬品支給と地域通常日給の半額の疾病手当金を最低限給付と定めた。既存の組織を出来る限り活用し、新たにライヒレベルの法制定によって、それらを目指すべき方向に「再編・転化」することに重点が置かれていた<sup>37</sup>。

ルール地方ではクナップシャフトはそれぞれ互いに異なる規定を発展させてきたが、共済ごとに異なる規約は、1854年のクナップシャフト法によって統一された。1908年までには企業家が鉱夫の保険料の総額と等しい額を負担することとなり、他方で鉱夫の代表であるクナップシャフト長老が理事の半数を占め、その運営に影響力を行使した。疾病手当金は就業不能になってから3日目に平均賃金の半分が支払われた。例えば、1911年には全坑内労働者の75%が病気になっており平均的疾病継続期間は24日であった。この計算では平均して鉱夫は1年内1ヶ月近くは疾病手当金に依存して生活していたことになる。それでも通常収入の半分の金額で生活していくかねばならなかつたし、さらに病院にかかった時の疾病手当金は看護費用で相殺された。低い疾病手当金はどの病人にとっても二重の不幸であった。身体的損傷を抱えながら、病人はすぐに職場へ復帰せざるを得なかつた<sup>38</sup>。

## (2) 労災保険 (Unfallversicherung)

1871年のライヒ賠償責任法の改正から出発した労災保険法案に対し、世論と帝国議会における受け止め方は何らまとまったものではなく、労災保険立法に向けた動きそのものは歓迎されたものの、内容に対してはかなり批判がなされた<sup>39</sup>。

工業家の間では、保険に対して賛成派と反対派に分かれた。反対派は、自由主義者を中心とした中小企業家からなり、国家の社会政策が彼らの負担を大きくすることを恐れた。特に輸出への依存度が高い分野では、国内と異なり国際競争において不利になるとという議論がなされた。これに対し賛成派は、工場内でより複雑な組織の問題を抱え、生産を円滑で絶え間なく続ける必要があった大企業家が中心となつた<sup>40</sup>。1875年に設立された「ドイツ工業家中央連盟」は、重工業界の頂上団体であり、社会保険立法の賛成派の中心となつた。そこでは重工業の利益が全ての社会政策の問題において優先するように配慮されていた<sup>41</sup>。

しかしながら、1880年の労災保険法第一次法案は、労働者の立場を考慮したものとなり、しかもライヒ保険機関によって保険料が徴収され、給付が行われるとされた。ここに政府と企業家との思惑の相違が生じた。疾病保険は労働者が保険料の3分の2を出すこともあり、大して反対されなかつたのに対し、労災保険の保険料については、ビスマルクが労働者に負担させないことを意図したが、工業家は企業と労働者による保険料の折半と行政からの助成金を望んでいた。労災保険法は、第一次、第二次、第三次法案を経て、ようやく1884年7月6日に成立した。

最終的に、保険主体の組織としては、産業分野別に職業協同組合 (Berufsgenossenschaft) が設置された。そして財源負担に国家からの直接拠出がなくなり、企業家のみが負担することとなつた。保護関税を通じてビスマルクと結びついていた大工業家は、徐々に、

全費用を負担するという自分たちの思惑と異なる保険政策に不満を持つようになった。しかしそれでもなお、不満よりも、労働力の維持という利益が勝っていた。例えば、国家の補助金と労働者の保険料が欠けたにもかかわらず、ルールの工業家であるバールは「現状において、我々にとって不備に感じられる所はあるが、概ねの目的は満たされた」と満足した<sup>42</sup>。

鉱山においては労災への扶助は疾病保険と共に1865年の「プロイセン鉱業法」によってクナップシャフトに任せされていた。クナップシャフトは、企業家と労働者の両者が一体として組織されたものであった。それ故、クナップシャフトは、企業家だけに任せられる新しい労災保険制度とは相容れないものであった。保険法に応じて、クナップシャフト職業協同組合（Knappschafts-Berufsgenossenschaft）の設置が求められ、「プロイセン鉱業法」はこれと関連してライヒ法としての保険法に合わせて改正を求められることになるのだった。

労災保険法は従来のクナップシャフトと並んで、独立した組織としてのクナップシャフト職業協同組合の設立を認めた。そこではクナップシャフト長老が労働者の代表としてクナップシャフト職業協同組合理事となった。しかし労災保険のためのこの組織はクナップシャフトの組織と性格を異にするものであった。なぜなら労働者が保険料を負担することはなかったため、クナップシャフト職業協同組合は企業家本位の機関であった<sup>43</sup>。

ルール地方の鉱山ではオーバーシュレージエンに次いで事故が多く生じた。高い事故率は移住者の増加によって未熟練の鉱夫が増えたことにも理由があった。企業家は移住者と移転者の入れ替わりの多さから、安全のための正規の養成課程を導入することを嫌い、適切な規制と調整で事故数を減らす試みに熱心ではなかった。他のドイツの諸地域ではこの試みがある程度成果をもたらしたのだが、ルールでは機械導入の増加と共に労働者の流入の激しさによって事故率は高いままだった<sup>44</sup>。

鉱夫は事故に遭ってから13週間までは疾病金庫の給付を受け、事故発生後5週目で賃金段階によって賃金の3分の2に疾病手当金が上げられた。13週間が経過した後には、被災者は労災年金を要求し、クナップシャフト職業協同組合がそれを支払った。年金の高さは就業不能の度合いで決められた。例えば1912年の完全な年金を受けられる人で平均年間稼得金が1629マルク（以下Mと省略）であれば、903,55Mであった。平均的な額は275,72Mで、寡婦、孤児には鉱夫の生前の年稼得金の20%がそれぞれ支払われ、平均して255,85M、239,87Mであった。比較のために当時の住宅事情を示しておくと、3部屋ある住居の年間家賃が200-250Mであった<sup>45</sup>。

### (3) 障害・老齢保険（Invaliditäts- und Altersversicherung）

ヴィルヘルム2世が即位した翌年、1889年5月に、賃上げ、労働時間、通気の改善などを掲げてルール鉱山でストライキが起こると、その余波は急速に全ドイツに拡がり各地で労働者と警察・軍隊が衝突した。こうした社会状況を背景に帝国議会では社会主義者鎮圧法の更なる延長を巡る議論が行われる一方、障害・老齢保険法の審議が進められた。

障害・老齢保険法は、労災保険法では適用されていなかった経営災害に起因しない疾病や事故によって稼得不能になった場合に障害年金を支給し、満70歳になった日から老

齢年金を支給するという内容だった。保険料については、ライヒが老齢・障害保険ともに受給者1人あたり年間50Mを負担した。労働者は賃金等級によって分けられ、保険主体は、地域ごとに設置されるラント保険機関案が採用された<sup>46</sup>。

1889年のライヒの障害・老齢保険法（以下、障害保険法と省略）の他に、鉱山には長い伝統を持つクナップシャフトの年金保険が存在していた<sup>47</sup>。「鉱山障害年金」(Berg-invalidenrente)と称されるクナップシャフトの年金保険はクナップシャフトの年金金庫から、ライヒ法の障害保険の規定と異なり、プロイセン鉱業法に則って「就業不能」の場合に支給された。これは年齢が70歳に達しなくとも給付された。

以上を要約すると、鉱夫は、(1) 職業協同組合による労災年金、(2) ライヒ法に基づいて新たに導入されたクナップシャフトによる障害年金、(3) 本来のクナップシャフトの年金である鉱山障害年金の相互に独立した3種類の年金を維持していた。しかし、当初、労災年金はクナップシャフトによる鉱山障害年金によって完全に相殺された。鉱夫は両機関への保険料をそれぞれ支払っていることから、これに対して抗議し、1900年には労災年金の半分が支払われることが定められた<sup>48</sup>。同様に障害年金と鉱山障害年金もはじめは完全に相殺されたが、鉱夫はやはり両方の金庫に保険料を支払っていたため、1899年のボーフムのクナップシャフトの規約では、全金額ではないが障害年金に対して追加年金を支払うことが定められた。追加年金は障害年金の額が鉱山障害年金よりも高くなるように設定された。

保険法の導入によって、従来のクナップシャフトが担ってきた役割は、ライヒ法による保険法に合わせて変わらざるを得なくなつた。それについては次章で考察する。

#### 4. 社会保険法導入後のクナップシャフトの変容

社会問題の解決を目指して導入された社会保険法ではあったが、それによって新たな問題が顕在化した。ここでは、クナップシャフトにおいて伝統的に保持されてきた「常勤 (ständig)」と「非常勤 (unständig)」という鉱夫の中での身分的要素の変化と、家父長的支配においては顧みられることのなかった「移動の自由 (Freizügigkeit)」の保障について検証する。

従来、鉱夫はクナップシャフトに加入している、採鉱夫、坑内運搬夫と第三級鉱夫（例えば坑外夫 *Übertagearbeiter*）と「非常勤」鉱夫に分けられていた。1865年「プロイセン鉱業法」では共済区域内における18から40歳までの全ての鉱業、製塩業の鉱夫は、共済の規約によって、規定の健康水準にふさわしく、公民権を所有し、一時的に働くものではない限り、その共済の組合員にならなければならないことが定められていた。共済への受け入れの決定はクナップシャフト理事の判断でなされ、そこで組合員の分類が行われた。クナップシャフトに加入していない鉱夫のための日雇鉱夫基金は、プロイセン鉱業法制定の後、1873年に廃止され、「非常勤」鉱夫は第三級鉱夫としてクナップシャフトの中に組み込まれた。

鉱山での仕事を始めたばかりの「非常勤」組合員は1年間仕事を継続した後、18から36歳の年齢で、健康であれば第二級の「常勤」組合員へと昇進することは可能だった。さらに2年間働いた後、身体的欠陥がなく、労働能力に差し支えがなければ、第一級に昇進することが可能だった<sup>49</sup>。「常勤」組合員は、病気の際の病院での無料の治療と医薬

品、過失によるものでない全ての病気（業務災害を含む）に対する疾病手当、同じく過失によるものではない労働不能に対する障害年金、死亡手当、寡婦年金、孤児教育補助年金が保証された。「非常勤」組合員は最低限の無料の治療と医薬品、疾病手当、死亡事故の際の埋葬への協力が行われたのみだった。しかしながら「非常勤」の保険料は、ほとんど「常勤」のそれと同じ程度であった。「非常勤」の保険料を取り入れた結果、逼迫していた共済の経営状態は改善された。しかしながら共済ごとに違いはあったが、「非常勤」に対する給付は決して「常勤」のそれと同じ高さにはならなかった。「非常勤」の立場にいる組合員の不満は徐々に高まり、ライヒ社会保険法の発布後、彼らは共済の「痛いところを突く」ことが可能となつた<sup>50</sup>。つまり、ライヒ法は「非常勤」組合員の疾病金庫の掛け金と給付金との不均衡をはっきりと示すこととなつたからである。そのため、1890年代には全ての鉱夫会議で「非常勤」の不利について討議されることになった。

疾病保険法による保険料と疾病手当金の高さは、共済組合に重大な影響を及ぼした。まず、労働者は賃金等級（1890年より）によって分けられた。賃金等級は、支払われた賃金の金額の高さ、それから年齢や鉱山での仕事の継続年数などの他の要素を含めたものを基準として決定された。そして、その賃金等級における平均賃金の半分が疾病手当として支払われた。1890年にルールにおけるクナップシャフトでは13等級に分けられ、例えば4等級の場合は賃金が2,21-2,60Mならば平均賃金は2,40Mとなり疾病手当金は1,20Mとなった。しかし「常勤」組合員は依然として有利な立場にあり、疾病手当金は「非常勤」ならば13週間であったところを26週間支給された<sup>51</sup>。

古くから続いてきたクナップシャフトの年金においても、同じく、「常勤」と「非常勤」の組合員に分かれて異なる給付がなされていた。「常勤」は第二級以上に属する者であり、年金を受け取ることが可能であったのは第二級に5年以上所属した者であった。一方、「非常勤」は第三級に15年留まっていた場合に、はじめて年金を要求することができた。それゆえ「常勤」でなければ年金を得ることは難しく、しかも保険料は同じ程度支払わなければならなかつたから、高い保険料を支払い、少額の給付、あるいは全く給付を受け取ることができなかつた「非常勤」にとっては二重の不利であった。

保険料と給付額の関係は、クナップシャフトでは「常勤」と「非常勤」という分け方に基づいて決定されていたのに対し、ライヒ保険法では賃金等級に基づくものであった。ここで両者の食い違いが生じた。つまり、1865年「プロイセン鉱業法」第7項のクナップシャフト規約は部分的にライヒ保険法に合致しなくなつた。そのため、すでに1892年、プロイセン下院で鉱山法におけるクナップシャフトの保険についての規定の改正が求められた。

1900年になりようやく、プロイセン商務省によって鉱業法の改正案が提出された。しかし、改正案はまずプロイセン下院ではなく、「クナップシャフト連盟（Allgemeiner Deutscher Knappschaftsverband）」において審議された。1882年にボンの上級鉱山監督局でクナップシャフト理事の召集による総会に基づいて設立された「ドイツ・クナップシャフト連盟」はクナップシャフトをライヒ法が介入する前に守り、当時の労災保険の議論に関与することを主な目的としていた<sup>52</sup>。しかしその極端に保守的な特徴は明らかで、キリスト教鉱夫組合の指導者のインブッシュ（H. Imbusch）は、連盟を「クナップシャフトの問題における経営者代表の印象」があると批判した<sup>53</sup>。連盟は社会保険の立案での重工業の立場を代表し、社会保険における「利益圧力団体」として現れた。

鉱業法の改正にあたって、主な問題はクナップシャフト長老の選挙と移転の自由にあった。鉱夫にとってクナップシャフトにおける最も重要な問題となつたのは「移転の自由」の規定が存在しないことだったからである。つまり職場を変えたり、別の共済へ移ることによって、それまで支払った保険料の分を保証する規定が存在しなかつたのである。ただし、ルール鉱山地帯のようなライヒの西側の個々の共済は互いに保険料を失うことなく引き継ぎがなされるという協定を結んでいた。

「移転の自由」に関する法案はドイツ・クナップシャフト連盟で審議されたが、シュレージエンの共済側からの拒否にあった。そのため二度、三度の立案を経ても一致を見ることがなかった。東側のシュレージエンの鉱業家にとって「移転の自由」とは、西側のライン・ヴェストファーレンの鉱山に利益をもたらすだけであり、西側で高賃金が得られることから若い労働者が大量に移転してしまうという理由で反対した<sup>54</sup>。工業家が非常に保守的な影響力を残しているのに対し、クナップシャフト改革へ向けての圧力は国家官僚と初期労働運動<sup>55</sup>から生じた。プロイセン商務省は1880年代から、この時代錯誤的な移転の自由の制限を廃止するため、ライヒ法による社会保険法にクナップシャフト法を適合させるよう目指した。そして、当時世界史上最大といわれた1905年のルール鉱夫ストライキが勃発し、商務省が改革のイニシアティヴを得るようになった。しかし、ストライキの後に成立した1905年改正鉱業法では労働時間、罰金を規定し労働者委員会の設置を定めたが<sup>56</sup>、労働組合によって求められたクナップシャフトの改革については1年間待たされた。鉱夫側の意見集約の場として、1906年2月11日にエッセンで鉱夫代表者会議が行われた。これは1905年のストライキの際に結成された「七人委員会」<sup>57</sup>で構成されており、早急なクナップシャフト改革を求め、医師選択の自由や、25歳以上の組合員は医師の診断書なしでも自動的に就業不能認定がなされるという内容のものまで24項目からなる要求項目を立案し、クナップシャフト連盟との協力なしにプロイセン下院に請願した。

1906年の改正クナップシャフト規約は、これまで議論してきたことに多くの変化を与えた<sup>58</sup>。旧組合の指導者であるフエ（O. Hue）はこれに対し、「大規模な社会改革的意義がある」<sup>59</sup>とした。規約改正を受けて成立した1908年の移転の自由契約（Freizügigkeitsvertrag）によって、保険料を喪失することなく共済間を鉱夫が移動できることが保証された<sup>60</sup>。

クナップシャフトを統制する「上から」の国家官僚の試みは、労働者の権利伸長という彼らが考えていた以上の変化を生じさせ、その点で労働組合の「下から」の試みと一致した。1889年のルール鉱山地帯でのストライキの後、労働組合が結成され、労働運動の目標の一つにクナップシャフトの改革が挙げられた。1854年のクナップシャフト規約は鉱山主と選ばれた鉱夫の代表であるクナップシャフト長老がクナップシャフトを共同管理することを定めてはいたが、実際には鉱山主の利益に友好的なホワイト・カラーの労働者や係員が鉱夫に配分された議席を占めるよう選ばれ、事実上、鉱山主が共済を支配していた。このことは企業家がクナップシャフトを彼らの福祉政策の一部として取り入れることの必要条件であった。

そして、クナップシャフト長老の議席を獲得することは初期労働運動にとってクナップシャフトの給付に影響を及ぼすことを意味するだけではなかった。それは、賃金や労働時間についての共同契約を要求し、企業家の交渉相手になることを意味した。このこ

とは鉄鋼業、炭坑業において維持された「ヘル・イム・ハウゼ」観点<sup>61</sup>を覆すものであり、労働組合が鉱山地帯で合法的足場を築くチャンスをも意味した。1890年代後半以降、労働組合は急速に幅広い支持を得、ルールにおけるクナップシャフト長老の選挙はその成長する労働者階級の力の示威行動に結び付いた。

## 結論と展望

ルール炭鉱業は18世紀後半から約1世紀、プロイセン国家の「監督原則」の下に置かれ、鉱夫は国家に忠誠を誓うことで数々の特権を得た。プロイセン国家はクナップシャフトに加入している鉱夫とそうでない鉱夫を分けることで労働市場を管理した。しかし1850年代以降の石炭ブームによって、「監督原則」による生産組織では石炭生産の拡大に追いつかず、企業家と鉱夫は自由契約を結ぶこととなり、プロイセン国家の監督権は大きく後退した。それにともなってクナップシャフトの理事は労使同数で選ばれたが、実際にはクナップシャフトは企業家の支配下に置かれるようになった。

労働力の大量移動と都市化、工業プロレタリアートの形成と増大、機械労働に伴う災害の危険の増加、景気変動による失業増大の危険とこれに結びついた新たな形態の大衆的窮乏とその社会問題化を背景に、大工業の要請によって、ビスマルクのイニシアティヴの下、1880年代の社会保険法が立案された。

疾病保険では当時存在した多様な保険主体を活用しながら保険強制を一般化し、組織化した。労災保険法においては国家と工業家の意図は必ずしも一致した訳ではなかったが、結果として、新たに保険主体としての職業協同組合が設置され、従来のクナップシャフトと並んで、独立したクナップシャフト職業協同組合が設立された。しかし、労災保険の保険料は企業家の負担のみで成り立っていたため、クナップシャフト職業協同組合は企業家の支配の下に置かれた。さらに、障害・老齢保険法の導入によって鉱山においては3つの年金システムが生じた。

重要なことは、社会保険法の導入がクナップシャフトにおいて今まで取り上げられてこなかった「常勤」と「非常勤」組合員、「移動の自由」の問題に光を当てたことであった。国家に服従し、その代わりに特権を与えられた鉱夫と彼らの所属する組織であるクナップシャフトの構団は、1850年代にプロイセン国家と企業家の配置が入れ替わっただけで、基本的構造は1880年代に至っても保持されていた。それ故、職場で長く働いていない者、職場を移転した者に対して、彼らが保険料をそれまで支払っていても、その分の保証は必要とは見なされていなかった。

つまり、社会政策が整備されることによって、クナップシャフトの持つ伝統的な矛盾が明らかにされた。そして、クナップシャフトの改革を巡って、経営者による利益圧力団体や、労働組合といった団体が組織され、それらが行政に対して影響を行使することとなった。即ち1870年代から90年代にかけて国家の干渉の強まりと共に、「ドイツ工業家中央連盟」などの多くの利益団体が設立された。1880年代以降には労働組合が結成され、労働運動が活発となった。クナップシャフトに関しては、1880年代の社会保険法導入に対応して、企業家がドイツ・クナップシャフト連盟を結成し、これに自らの利益を代弁させた。そして官僚は、ライヒ法の社会保険法に、ラント法の「プロイセン鉱業法」の中のクナップシャフト規約が適応するよう、「上から」の改革を進めた。一方、労働組

合は「下から」クナップシャフトの改革を求めた。その点で工業家の保守的な勢力に対抗して、官僚の「上から」の試みと労働組合の「下から」の試みは一致したのであった。

確かにクナップシャフトは1880年代の社会保険法の前身と言われる機能を持っており、従って社会保険法はプロイセンの伝統を引き継ぐものであったと言える。しかしながら、それは単に伝統の振り戻しではなかった。18世紀後半以来、クナップシャフトに備わってきた伝統的な労使関係、鉱夫の身分的な服従とそれに対する慈善的な性格は、社会保険法に引き継がれることはなかった。むしろ労働者は保険を義務的で押しつけられたものではなく、労働者の当然の権利と考え、クナップシャフトの運営に積極的に関与していくことを労働組合を通して主張した。このことは、その後の労働者の社会的権利の伸長と密接に関係していくのである。

確かに「臣下の政治的忠誠とお上による生存保障の契約関係」<sup>62</sup>をもとに社会保険が成立した。しかし、帝制ドイツの権威主義的なシステムが社会保険の特色となつた<sup>63</sup>、とまとめて終わらせるることは出来ない。なぜなら、社会保険法の導入とクナップシャフトの変容を見ると、それは権力エリートによる「上から」の一方的な補償という側面だけから捉えることは出来ないからである。鉱山における企業家、労働者は自らの権利を主張して、帝国議会やプロイセン下院に対し、強力に働きかけた。保険法の導入を巡って組織化された社会集団は自らの利益を追求し、それぞれの思惑の下、国家の援助を期待した。国家は社会内部の対立を緩和し、各社会集団の利益を調整、統合するために介入した。その結果、労働者階級は様々な欠陥にもかかわらず、第二帝制を、徐々に、限定されてはいるが改革能力のある国家として認めた。労働者階級は長く続いた70年代、80年代の低い地位からある程度、解放されたのであった<sup>64</sup>。それ故、エリートに対する補償政策として社会保険法が導入されたのであったとしても、結果としてドイツ「社会國家」の形成の始まりにおいて、権威主義が社会を支配していたということにはつながらない。正確に言えば、第二帝制期は、議会主義的、工業的・ブルジョワ的、社会主義的・プロレタリア的な要素を持つ多様な勢力のバランスで成り立っていた時代として捉えることが出来る。

このように社会政策を労働者個人の権利と捉えることで、第二帝制の新たな局面を考察することは可能である。但し、このことを短絡的に、ドイツ「社会國家」の先進性と結び付けてはならない。疾病保険の理事会における労働者代表の選挙や、企業家と労働者による委員会において、労働者の影響力には限界があり、そこでは企業家の利益が重んじられた。国家は決して工業家と完全に相反する政策を遂行することなく、それ故、ドイツはイギリスと比べて失業保険では遅れをとった<sup>65</sup>。これらのこととはドイツ「社会國家」の現実を考える際に、見過ごしてはならない点であり、今後さらなる検討が必要であろう。

### 〈註釈〉

<sup>1</sup> 福祉国家、又は社会国家の用語は、ドイツでは第二帝制下において社会政策学会のメンバーの一人、アドルフ・ヴァグナーが用いた。彼は現代的な干渉国家・社会国家の理論的基礎を築いた。Vgl. A. Wagner, *Allgemeine oder theoretische Volkswirtschaftslehre*, Erster Theil., Leipzig/ Heidelberg, 1876, S.10 u. S.241-290. 社会国家に関する議論は以下を参照。G. A. リッター(木谷勤他訳)『社

会国家—その発展と成立』晃洋書房 1993 年。

- 2 T. Nipperdey, *Deutsche Geschichte 1866-1918. Bd.2. Machtstaat vor der Demokratie*, München, 1993, S.414.
- 3 H. -U. Wehler, *Deutsche Gesellschaftsgeschichte 1849-1914*, Bd.3, München, 1995, S.1086.
- 4 福澤直樹「ドイツ第二帝政期の社会保険の形成と展開をめぐって—その研究史の整理と論点の開示ー」(『経済科学<名大>』44-1 1997 年) を参照。
- 5 J. Alber, Die Entwicklung sozialer Sicherungssysteme im Licht empirischer Analysen, in : H. F. Zacher (Hrsg.), *Bedingungen für die Entstehung und Entwicklung von Sozialversicherung*, Berlin, 1979, S.123-210.
- 6 G. V. Rimlinger, *Welfare Policy and Industrialization in Europe, America and Russia*, New York, 1971, S.89-136.
- 7 G. A. Ritter, *Arbeiter, Arbeiterbewegung und soziale Ideen in Deutschland. Beiträge zur Geschichte des 19. und 20. Jahrhunderts*, München, 1996, S.76.
- 8 A. Gladen, *Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland*, Wiesbaden, 1974, S.78-79.
- 9 J. Tampke, Bismarcks Sozialgesetzgebung: Ein wirklicher Durchbruch? in : W. J. Mommsen/W. Mock, *Die Entstehung des Wohlfahrtsstaates in Großbritannien und Deutschland 1850-1950*, Stuttgart, 1982, S.79-91.
- 10 G. A. Ritter, *Social Welfare in Germany and Britain : Origins and Development*, Leamington Spa/New York, 1986, S.59-60.
- 11 W. Fischer, Wirtschaftliche Bedingungen und Faktoren bei der Entstehung und Entwicklung von Sozialversicherung, in : H. F. Zacher (Hrsg.) , *Bedingungen für die Entstehung und Entwicklung von Sozialversicherung*, S.91-102.
- 12 M. H. Geyer, *Die Reichsknappschaft : Versicherungsreformen und Sozialpolitik im Bergbau 1900-1945*, München, 1987, S.16.
- 13 H. -U. Wehler, a. a. O., S.1086.
- 14 B. Weisbrod, Entrepreneurial Politics and Industrial Relations in Mining in the Ruhr Region : From Managerial Absolutism to Co-determination, in : K. Tenfelde (ed.) , *Workers, owners and politics in coal mining*, New York, 1990, S.118-122.
- 15 第二帝制史研究において「ライヒ (Reich) = プロイセン邦」という統治関係が自明のものとして想定されてきたが、近年、ヴィルヘルム期に発展しつつあるライヒの政治を、例えその勢力が圧倒的であっても、プロイセンの政治にそのまま還元することは出来ないという批判がなされるようになった。飯田芳弘『指導者なきドイツ帝国 ヴィルヘルム期ライヒ政治の変容と隘路』東京大学出版会 1999 年を参照。
- 本論のテーマである社会保険法の問題でも、後述するように、行政・立法単位としてラント (邦 Land) とライヒがそれぞれの立場で関与した。理解の上での混乱を避けるために本論では、便宜上、必要に応じて「ライヒ」・「ラント」の語を用い、例えは全国レベルの法規は「ライヒ法」、ラント・レベルの法規は「ラント法」と記述して区別する。
- 16 S. H. F. Hickey, *Workers in imperial Germany*, New York, 1985, S.126.
- 17 個々の共済活動をしているクナップシャフトを指す時にはクナップシャフト共済(Knappschaftsverein)とされ、その中にクナップシャフト金庫(Knappschaftskasse)が存在した。金庫の運営は鉱山監督局の指導の下、鉱業主代表と鉱夫代表であるクナップシャフト長老(Knappschaftsälteste)からなるクナップシャフト理事(Knappschaftsvorstand)によって運営された。なお、1785 年から 1854 年まで鉱業主代表は運営から排除されていた。Vgl. M. H. Geyer, a. a. O., S.23.
- 18 M. H. Geyer, a. a. O., S.25. ; E. G. Spencer, *Management and Labor in Imperial Germany. Ruhr Industrialists as Employers 1896-1914*, New Brunswick, 1984, S.75.

- <sup>19</sup> K. Tenfelde, *Sozialgeschichte der Bergarbeiterchaft an der Ruhr im 19. Jahrhundert*, Bonn, 2. Aufl., 1981, S.63-67. ; 相馬保夫「西ドイツにおける最近の労働運動史研究－K. テンフェルデ『19世紀ルール鉱山労働者の社会史』を中心に－」(『史潮』新6, 1979年, 112-121頁) .
- <sup>20</sup> 石垣信浩「ドイツ鉱業政策史の研究」御茶の水書房 1988年, 159頁.
- <sup>21</sup> 1873年に廃止されることになるが、これに関しては4章を参照。Vgl. K. Tenfelde, a. a. O., S.283.
- <sup>22</sup> K. Tenfelde, a. a. O., S.191-212.
- <sup>23</sup> G. Adelmann (Hrsg.), *Quellensammlung zur Geschichte der sozialen Betriebsverfassung. Ruhrindustrie unter besonderer Berücksichtigung des Industrie- und Handelskammerbezirkes Essen*, Bd.1, Bonn, 1960, S.138.
- <sup>24</sup> W. Bülow, *Das Knappschaftswesen im Ruhrkohlenbezirk bis zum allgemeinen preußischen Berggesetz vom 24. Juni 1865*, Diss. Tübingen, 1905, S.70.
- <sup>25</sup> 1865年プロイセン鉱業法は以前と比べて一連の鉱夫の実質的な権利の喪失をもたらした。Vgl. K. Tenfelde, a. a. O., S.188-191.
- <sup>26</sup> M. Stolleis, Die Sozialversicherung Bismarcks - Politisch - institutionelle Bedingungen ihrer Entstehung, in : Zacher (Hrsg.), *Bedingungen für die Entstehung und Entwicklung von Sozialversicherung*, Berlin, 1979, S.392.
- <sup>27</sup> G. Schmoller, *Grundriß der Allgemeinen Volkswirtschaftslehre*, Leipzig, 1904, Bd.2, S.361.
- <sup>28</sup> 金庫強制 (Kassenzwang) とは何らかの金庫に加入する強制が存在するシステムであり、特定の金庫への加入を強制するシステムである強制金庫 (Zwangskassen) とは区別される。木下秀雄「ビスマルク労働者保険法成立史」有斐閣 1997年, 36頁を参照。
- <sup>29</sup> M. H. Geyer, a. a. O., S.27.
- <sup>30</sup> D. Sweeney, 'Work, race and the transformation of industrial culture in Wilhelmine Germany' , in: *Social History*, 23-1 (1998) , S.36. ; 太田和宏「家父長制の歴史構造 近代ドイツの労務管理と社会政策」ミネルヴァ書房 1996年, 254-296頁 .
- <sup>31</sup> F. Tennstedt /H. Winter, Der Staat hat senig Liebe-activ wie passiv- Die Anfänge des Sozialstaats im Deutschen Reich von 1871, *Zeitschrift für Sozialreform*, 1993, Heft 6, S.364.
- <sup>32</sup> J. Tampke, a. a. O., S.82.
- <sup>33</sup> Ebenda, S.85. 但し、救貧法の再構築が労働者自身の負担でなされるようになったとも言われた。
- <sup>34</sup> 等級については4章を参照。
- <sup>35</sup> M. Wagner, *Die deutsche Arbeiterversicherung. Ihre Entstehung und Weiterentwicklung*, Berlin-Grunewald, 1906, S.17.
- <sup>36</sup> 1871年のライヒ賠償責任法は事故が雇主の過失であるか、または負傷した労働者の同僚の過失であるかを証明し得た時に限り、雇主の責任となり賠償金が支払われることを定めた。しかし労働者が事故の責任が自分にないことを証明することは非常に困難であった。Vgl. W. Vogel, *Bismarcks Arbeiterversicherung. Ihre Entstehung im Kraftspiel der Zeit*, Braunschweig, 1951, S.2.
- <sup>37</sup> 木下前掲書, 123-141頁 .
- <sup>38</sup> F. J. Brüggemeier, *Leben vor Ort. Ruhrbergleute und Ruhrbergbau 1889-1914*, München, 1984, S.171.
- <sup>39</sup> W. J. Mommsen, *Das Ringen um den nationalen Staat : die Gründung und der innere Ausbau des Deutschen Reiches unter Otto von Bismarck 1850 bis 1890*, Berlin, 1993, S.640.
- なお、当初の法案は強制加入、保険独占、国家による助成金を内容とし、保険は単に現存する社会政策の延長ではなく、企業家を中心とした従来の路線から飛躍して、国家の影響力が強いものとされた。Vgl. H. -P. Ullmann, *Industrielle Interessen und die Entstehung der deutschen Sozialversicherung 1880-1889* (in : *Historische Zeitschrift*, 229, 1979) , S.585.
- <sup>40</sup> H. -P. Ullmann, a. a. O., S.587.

また、D. ブラックバーンによれば、重工業家は、より健康で統合された労働力をつくることを約束する方法に引きつけられたという。Cf. D. Blackbourn, *The long nineteenth century. A history of German 1780-1918*, New York, 1998, S.346.

<sup>41</sup> 連盟は保護関税の交渉によって行政との非公式の接触が発達したため帝国宰相へ直接、接近することができた。Vgl. H. -P. Ullmann, a. a. O., S.595.

<sup>42</sup> Jahresbericht der Handelskammer Bochum 1883, S.20f. (Vgl. M. Breger, Der Anteil der deutschen Großindustriellen an der Konzeptualisierung der Bismarckschen Sozialgesetzgebung, in : L. Machtan (Hrsg.), *Bismarcks Sozialstaat. Beiträge zur Geschichte der Sozialpolitik und zur sozialpolitischen Geschichtsschreibung*, Frankfurt a. M., 1994, S.37.)

また、国家の保険政策が企業家にとって利益あるものにされた理由として、「人的労働力の扶養は機械の手入れと比較し得る。工場長が愚かならば、彼は節約から自分の機械に油を差さないかもしれない」という思考があった。Vgl. M. Breger, a. a. O., S.42-43.

<sup>43</sup> J. Boyer, *Unfallversicherung und Unternehmer im Bergbau : die Knappschafts-Berufsgenossenschaft, 1885-1945*, München, 1995, S.36.

<sup>44</sup> F. J. Brüggemeier, a. a. O., S.172.

<sup>45</sup> Ebenda, S.173.

<sup>46</sup> M. Breger, a. a. O., S.37-40.; 木下前掲書, 172 頁。

<sup>47</sup> 老齢年金は70歳まで生きるという人が極僅かだったため、実際には意味を持たず、法律は1899年の条項追加がなされて以来、同時代の研究者にも「障害保険法」と呼ばれた。Vgl. H. Halbach, *Die Einwirkungen der Arbeiterversicherungsgesetze auf die Knappschaftsvereine und ihre Einrichtungen. Mit besonderer Berücksichtigung der Knappschaftsverein im Ruhrkohlenbezirk*, Leipzig, 1906, S.123ff.

<sup>48</sup> H. Halbach, a. a. O., S.84.

<sup>49</sup> M. H. Geyer, a. a. O., S.35.

プロイセンにおいて1907年には38%以上の組合員は「非常勤」であった。

<sup>50</sup> F. Bertrams, Die Sicherstellung der Leistungen der preußischen Knappschaftsvereine durch das Knappschaftsgesetz vom 19. Juni 1906, in : *Glückauf*, Jg. 48, 1912, S.1460.

<sup>51</sup> H. Halbach, a. a. O., S.35. 1905年には「常勤」、「非常勤」組合員はともに疾病手当金が26週間支給されることになった。

<sup>52</sup> H. -P. Ullmann, a. a. O., S.574-610.

そこでは、個々の問題への審議と意見書の作成のために、9人からなる労働委員会が設置され、必要ならばクナップシャフト長老がその審議会に招かれた。統計資料に基づく疾病保険と労災保険についての詳しい意見書が作成され、疾病保険における医師選択の自由、疾病保険法への追加条項について論じられた。Vgl. H. Karwehl, *Die Entwicklung und Reform des deutschen Knappschaftswesens. Mit besonderer Berücksichtigung der preußischen Knappschafsnovelle vom 19. Juni 1906*, Jena, 1907, S.57-58.

<sup>53</sup> H. Imbusch, *Das deutsche Knappschafswesen*, Köln, 1910, S.124. (Vgl. M. H. Geyer, Reichsknappschaf, S.29.)

<sup>54</sup> Bericht der Kommission des Abgeordnetenhauses, Drucksache Nr.302, *Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Preußischen Hauses der Abgeordneten*, Session 1905/06, Bd.8, S.37-38.

また、あるプロイセン下院議員は、「クナップシャフトという制度は未だ古き良き鉱山の家父長制的性質に基づいて成り立っている。つまり鉱夫は他の労働者と比べてより一層、職場に束縛されており、それによって鉱夫は慈善を受け、権利を要求しうるが、移転した労働者に対しては保険料が転送されることはないのである・・・」と述べ、クナップシャフトの持つ伝統的な仕組みを明らかにした。Vgl. Bericht der Kommission des Abgeordnetenhauses, Drucksache Nr. 302, S.52.

<sup>55</sup> 1889年ストライキの終了後、通常「旧組合」(Alter Verband)と呼ばれる労働組合が結成された。旧組合の指導者達はSPDの同調者であったため、まもなく「キリスト教鉱夫組合」(Gewerkverein

christlicher Bergarbeiter) が分裂して成立、ついで1902年には「ボーランド職業組合」、他に「ヒルシュ・ドゥンカー鉱夫組合」が成立した。野村正實「ドイツ労資関係史論—ルール炭鉱業における国家・資本家・労働者」御茶の水書房 1980年, 55-62頁を参照。

<sup>56</sup> 山田高生「ドイツ社会政策史研究」千倉書房 1997年, 285-293頁。

<sup>57</sup> 旧組合、キリスト教鉱夫組合、ボーランド人職業組合から各2名、ヒルシュ・ドゥンカー鉱夫組合から1名、総勢7名からなる委員会で、ルール鉱業組合との1905年のストライキの交渉のため設立された。Vgl. H. G. Kirchhoff, *Die staatliche Sozialpolitik im Ruhrbergbau 1871-1914*, Köln/Opladen, 1958, S.157.

<sup>58</sup> 1906年の改正クナップシャフト規約は、疾病金庫と年金金庫の完全な分離、職員の特別金庫の設置、「非常勤」組合員が規約に基づいた請求権を持つようになること、労働者と企業家の負担金が同額となること、全クナップシャフトにおける移転の自由の導入などを定めた。

Vgl. O. Hue, *Die Bergarbeiter. Historische Darstellung der Bergarbeiter-Verhältnisse von der ältesten bis in die neueste Zeit*, Bd.2, Stuttgart, 1910-1913, S.609.

<sup>59</sup> O. Hue, a. a. O., Bd.2, S.607.

<sup>60</sup> M. H. Geyer, The Miners' Insurance and the Development of the German Social State, in : K. Tenfelde (Hrsg.) , *Sozialgeschichte des Bergbaus im 19. und 20. Jahrhundert*, Bochum, 1989, S.1049.

<sup>61</sup> 「Herr-im-Hause」は「家父長制」と訳されることが多いが、これに関する議論は以下を参照せよ。太田和宏『家父長制の歴史構造 近代ドイツの労務管理と社会政策』19-37頁.；野村正實「ドイツ労資関係史論—ルール炭鉱業における国家・資本家・労働者」御茶の水書 1980 年.；B. Weisbrod, a. a. O., S.123-177.

<sup>62</sup> G. A. Ritter, a. a. O., S.76.

<sup>63</sup> J. Alber, a. a. O., S.160.

<sup>64</sup> H. -U. Wehler, a. a. O., S.915.

<sup>65</sup> G. Steinmetz, The Myth of an Autonomous State : Industrialists, Junkers, and Social Policy in Imperial Germany, in : G. Eley (ed.) , *Society, Culture, and the State in Germany, 1870-1930*, Ann Arbor, 1996, S.298.